

「H C J 2 0 2 6」徳島県ブース装飾委託業務仕様書

「H C J 2 0 2 6」徳島県ブース装飾委託業務（以下「本業務」という。）の内容は次のとおりとする。なお、本仕様書に記載されている業務以外に目的に資する業務がある場合は、当該業務を提案すること。

1 委託業務名

「H C J 2 0 2 6」徳島県ブース装飾委託業務

2 委託業務の内容

次のとおり、徳島県ブースの企画、設計・施工及び撤去を実施すること。

- ア 出展企業の製品・素材、技術を全面にアピールできる配置、配色であること。
- イ 徳島の伝統産業（藍、阿波和紙等）をアピールできる工夫がされていること。
- ウ 各出展企業の展示製品の特性を踏まえた配置やデザイン提案であること。
- エ 来場者が入りやすく、展示製品が見やすい構成であること。
- オ 出展企業の展示スペースが十分に確保されていること。

【ブース概要】

- 会 期： 令和 8 年 2 月 1 7 日（火）から同年 2 月 2 0 日（金）まで
- 設 置 会 場： 東京ビッグサイト 西展示棟
- 出 展 エ リ ア： 別途、参加申込書の提出者に配布（※）
- 面 積： 約 5 4 m²（6 m×9 m）（6 小間）
- 出展企業数： 6 社程度（藍関連企業 5 社ほか）

※様式第 1 号による参加申込書の提出のあった事業者には、本県ブースの出展エリア（小間割表）及び出展企業の製品情報を提供するので、展示製品の内容や特性等を十分に踏まえた配置及びデザイン提案を行うこと。

3 ブース仕様等

次のとおりブースを設置すること。

- ア 出展企業の展示台、打ち合わせスペース（机 1 脚、椅子 2 脚）2 か所、ストックルームを確保すること。
- イ 展示台は各社独立したものとし、それぞれに収納スペース、コンセントを設け、各企業の展示ブースの広さについては、別途出展事業者の出展申込書を参考に製品に合わせたサイズとすること。
- ウ 各社展示台にはパネル状の壁面を設置すること。
- エ 動画を流すための T V（60 型、壁付）を来場者から見える場所に設置すること。
- オ スtockルームを次のとおり設置すること。
 - ・サイズは全体レイアウトを考慮すること。
 - ・出入口の扉は施錠できるようにすること。
 - ・上着を収納するためのハンガー等を用意すること。
 - ・内部で使用できるコンセントを設置すること。
- カ 装飾に使用する照明は、全て L E D 照明とすること。
- キ 出展の手引き・提出書類の内容を遵守すること。（別途配布）

4 必要書類の提出

受託者は、展示会の運営に必要な書類を作成し、展示会事務局が指定する先へ提出すること。なお、提出にあたり必要な経費は、委託業務に係る経費に含めるものとする。

（例）書類番号 2「装飾施工会社登録書」

書類番号 3「電灯・電力供給申込書」

また、供給容量を超える電気工事費（幹線工事費）と電気使用料についても委託業務にかかる経費に含めることとし、展示会終了後に展示会事務局へ支払うこと。

5 業務日程等

次のとおり業務を実施すること。

ア 装飾の設営業務は、次の日程で行うこと。

令和 8 年 2 月 1 6 日（月）午前 8 時までに完了すること。

※搬入・設置は、令和 8 年 2 月 1 4 日（土）～ 2 月 1 6 日（月）の期間で実施すること。

イ 装飾の撤去業務は、次の日程で行うこと。

令和 8 年 2 月 2 0 日（金）午後 5 時以降、出展企業の製品搬出が終わり次第実施し、同日午後 1 0 時までに完了すること。

ウ その他会期中等において、本業務に起因する問題等が生じた場合は、その都度、速やかに対応すること。

6 業務実施体制

受託者は、業務の適正な実施のため、出展企業、県及び関係機関との調整や業務全体を管理する業務責任者を配置すること。

7 再委託について

委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額及びその他必要な事項について記載した書面を県に提出し、書面により承諾を得た場合は、この限りでないものとする。

8 成果品の作成

委託業務の終了の後は、速やかに業務内容について報告書に取りまとめ、成果品として提出すること。

9 支払条件

本業務に係る経費は、原則として業務を完了し、検査した後に支払うものとする。

10 業務上の留意事項

ア 本事業の実施により知り得た個人情報については、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、本事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

イ 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、徳島県と協議の上、決定すること。